加入手続き方法

5

1月の市税ごよみ

金機構

から

届

甪

紙 黄

年金係

市庁舎本館

市

民生活課

31 日 (木) 15日 [民健康保険税第7 促状の発送 ||民健康保険 (火) 固 市県民税第 定資産税第4期 2税第6期 4 期 期 分の 分の 分、

※督促状1 の督促手数料をいただきま 通につき1 0 0 円

※ □ 納期限日の預金残高にご注 意ください。 座振替をご利用 0) 方は、

国民年金に加入手続きを 20歳になったら Ī

満の になっています。 すべての人は国民年金に 保険料を納 めること

事態に備え、みんなで前もっ 玉 新成人の皆さん、 民年金は老後や万が一 20 お 歳に 互 0)

加入手続きをしましょう。 加入の届出や保険料の納め 忘れがあると、 れないこともあります。 年金が受け 0)

を支え合う制度です。 なったら忘れずに国民年金 て保険料を出し合い、

日 本に 住む20歳以上60 歳

す が、 猶予期

問合せ

TEL

※厚生年金などに加入中の 手続きを行ってください ている市 に記入して、 加入手続きは不要です 年金事務所で加入の 区町村 住民登録を の年金担当 方

○各総合支所

市

民

福祉

課

(丹原 (東予)

小松)

5 2

1

3 8

3

月額1万4980円 (平成24年度

納期限

(月額· す付加年金制度もあります 将来受け取る年金額を増や

けられる ることで、 「早割制· 保険料をまとめて前払いす 度 「前納割引制度 保険料の割引が受 があります。 4

前 め の口座振替の申請は2月 納割引制度を利用するた

保険料が払えない場合は? 所得が少なく保険料が納め 末日までに行ってください

付特例制度」 年者納付猶予制度」「学生 保険料の納付を猶予する「若 れない場合や学生の場合、 があります。

いただくことになります。 が加算された保険料を納め 3年目からは 間は最長10年ありま 一定の 額

○市庁舎本館

商

工

労

要な費用 問合せ

TH 0897-52-労政雇用係 1 4 8

保険料の割引(前納制度) 400円を加算して、 しくはお問 資金を融資しています。 勤労者の 教育資金を融資します の制限がありますので、 市 市 市 勤労者とその家族の教 では四国労働金庫と共 民福祉係 民保険係

融資額

い合わせくださ

対 詳 象

※別途保証料 金利 1・45款 世帯20 Ŏ 0.7 万 円以内 (1.2 對

が

5 年 償還期間 融資金の使途 必要です。 高校卒業後、 (据置 4 就学年2年

上の学校における教育に必 制

高病原性鳥インフルエンザ

同

鳥インフルエンザウイルスは、海外から渡り鳥により運ばれ、野鳥や野 生動物等を介して伝染すると考えられています。冬期は渡り鳥が多く飛来 します。死亡している鳥を見つけても、むやみに触らずご連絡ください。

鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃厚な接触等の特別な場合を除き 通常、人に感染しないと言われています。日常生活においては鳥の排泄物 等に触れた後には「手洗い」と「うがい」をすれば、過度に心配する必要 はありませんので、冷静な対応をお願いします。

なお、鳥肉や卵を食べて、人が鳥インフルエンザウイルスに感染するこ とは、世界的にも報告されていません。

※詳細については、下記ホームページをご参照ください。

○農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

○動物衛生研究所「高病原性鳥インフルエンザ」

http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poultry/tori_influenza.html ○野鳥が多数死亡している異常を発見した場合

> 愛媛県東予地方局 森林林業課 TEL0898-68-7438 ○飼育している鶏類に異常を発見した場合 愛媛県東予家畜保健衛生所 TEL0897-57-9122 西条市役所 農業水産課 TEL0897-52-1216 各総合支所 農林水産課

文化財防火デ 第58回 月26日(土)

昭和24年1月26日、法隆寺(奈良県)の金 堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古 の壁画が焼損しました。

その後も貴重な文化財の火災が相次いで発 生したことから、文化財を火災・震災等の災 害から保護するとともに国民の文化財愛護思 想の普及高揚を図る目的で、昭和30年に1月 26日が「文化財防火デー」と定められました

貴重な文化財を火災から守るためには、文 化財関係者の努力だけでなく、地域住民一人 ひとりが文化財を災害から守るための日常の 心配りを積み重ねて行くことが必要です。

長い歴史の中で先人が守ってきた貴重な文 化財を、後世に受け継いでいくためにも、皆 さまのご協力をお願いします。